

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	民生委員推薦会費		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫	
			担当者名	鈴木 真美	内線	2615	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	民生委員推薦会費（15-18-50-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 21 年度		根拠	民生委員法第5～8条、第26条、民生委員法施行令第1～7条			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	東京都民生委員・児童委員選任要綱 地方自治法第202条の3			
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	福祉の基盤整備[02-11]					
目的	地方自治法第202条の3に基づく付属機関として、民生委員・児童委員の選任にあたり、社会的要請に即応した的確な民生委員候補者を選出することを目的とし設置する。						
対象者等	民生委員推薦会委員14名（うち、委員支払報酬対象者は12名）、任期3年 [現任期：平成16年10月1日～平成19年9月30日] 1. 社会福祉団体の代表者 荒川区高齢者クラブ連合会理事長、心身障害児者福祉連合会会長 2. 社会福祉事業実施関係者 上智社会事業団理事長、荒川区社会福祉協議会事務局長 3. 教育に関係のある者 荒川区青少年対策荒川地区顧問、私立北豊島幼稚園園長 4. 学識経験者 荒川区商店街連合会会長、荒川区町会連合会代表世話人 5. 区議会議員 福祉・区民生活委員会委員長、副委員長 6. 民生委員 荒川区民生委員・児童委員協議会会長、副会長 7. 関係行政機関の職員 福祉部保護課長、子育て支援部計画課長						
内容	民生委員・児童委員に欠員が生じた場合に、推薦会を開催し、候補者を決定し、東京都都知事あて推薦する。会議は非公開とする。 委員の半数以上の出席で成立。厚生労働大臣からの民生委員の委嘱年月日は次のとおり。 4月1日、7月1日、10月1日、翌1月1日（ただし、19年度は一斉改選年につき4月1日、7月1日、12月1日） 〈開催実績〉 ・平成18年度 第1回：4月18日 退任（転居・病気療養）による欠員補充委員2名の推薦 第2回：7月13日 退任（病気療養）による欠員補充委員及び特例改定による増員委員計2名の推薦 第3回：1月12日 退任（病気療養）による欠員補充委員1名の推薦 ・平成19年度 第1回：4月17日 退任（病気療養等）による欠員補充委員3名の推薦 第2回：6月15日 一斉改選に伴う新任・再任委員の推薦（町屋地区、尾久地区） 第3回：6月18日 一斉改選に伴う新任・再任委員の推薦（南千住地区、荒川地区） 第4回：7月2日 一斉改選に伴う新任・再任委員の推薦（日暮里地区、主任児童委員） 第5回：1月（予定） 一斉改選時に未審議となっていた委員の推薦（予定） 東京都民生委員・児童委員選任要綱 年齢（委嘱日現在） 民生委員 新任65歳未満、再任73歳未満 主任児童委員 55歳未満						
経過							
必要性	法令に基づき必置である。						
実施方法	（● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	356	249	266	404	247	264	440
	①決算額（19年度は見込み）	337	237	72	397	238	235	440
	②人件費					1,724	2,562	
	【事務分担量】（％）					20	30	
	合計（①＋②）	337	237	72	397	1,962	2,797	440
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	336	237	71	395	237	235	411
	その他（特定財源）							
	一般財源	1	0	1	2	1,725	2,562	29
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	開催回数	5回	3回	1回	5回	3回	3回	4回
	委員報酬（単価）	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円
	民生委員・児童委員定数（年度末）	194	194	194	196	196	196	197
	主任児童委員定数（年度末）	13	13	13	13	13	13	14

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	228	委員報酬	221	委員報酬	414
	食料費	当日賄い	7	当日賄い	6	当日賄い	11
	役務費	郵便料	3	郵便料	3	郵便料	5
	使用料及び賃借料	会場使用料	0	会場使用料	5	会場使用料	10

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
①	民生委員推薦会開催数		5	3	3	4	5	
	② 推薦会出席委員数		64 (55)	39 (33)	42 (32)	56 (48)	70 (60)	()は報酬支払い対象委員数
	③							

(問題点・課題分析)								
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)							

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	民生委員推薦会を適時・適切に開催する。	民生委員・児童委員及び主任児童委員の定数を確保する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	法令に定められた事務事業であり、適切な運用を図る必要がある。

議会（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	民生委員活動費	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	松本 千佳子	内線	2614
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	活動費（15-24-33-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成 21 年度		根拠	民生委員法第20、26条 民生委員法施行令第11条	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	児童福祉法第12、13条 主任児童委員設置運営要綱	
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市Ⅰ			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	民生委員・児童委員が、民生委員法第14条 第1項 ①住民の生活状況を必要に応じて適切に把握しておくこと。 ②援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。 ③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他援助を行うこと。 ④社会福祉を目的とする事業を営む者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。 ⑤社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。 第2項 その他必要に応じて住民の福祉の増進を図るための活動を行う。 以上の職務を遂行するために必要な費用弁償として活動費を支給する。				
対象者等	民生委員 定数210名（会長1名・地区会長4名・一般委員192名・主任児童委員13名） 南千住地区 民生・児童委員48名 主任児童委員3名／荒川地区 民生・児童委員32名 主任児童委員2名 町屋地区 民生・児童委員28名 主任児童委員2名／尾久地区 民生・児童委員48名 主任児童委員3名 日暮里地区 民生・児童委員41名 主任児童委員3名 定員配置基準 220～440までのいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人 主任児童委員配置基準 民生委員・児童委員の定数39人以下 2人 民生委員・児童委員の定数40人以上 3人				
内容	在職月数分の活動費を4ヶ月毎に支給する。支給月 7月、11月、3月 [代表会長：月17,200円 地区会長：月12,000円 一般委員：月11,300円] [区上乗せ 3,200円 3,000円 2,700円] 民生委員法第26条（都道府県が支弁する費用） 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。				
経過	平成6年1月1日 主任児童委員制度新設 活動費の増額 東京都都負担金は平成8年度まで毎年代表総務（現会長）月額500円、その他委員月額300円を増額していた。その後、平成11年度は代表総務（現会長）月額500円、その他委員月額300円を増額した。区上乗せ分は一斉改選の翌年度に月額300円増額していたが、平成11年度、平成14年度及び平成17年度は増額していない。 平成16年度の一斉改選に伴い尾久地区・日暮里地区各1名定数増 平成18年10月、特例改定により町屋地区1名定数増				
必要性	民生委員・児童委員が職務を遂行するために交通費等を支給する必要がある。				
実施方法	（●直営 ○一部委託 ○全部委託） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	27,541	28,105	28,174	28,209	28,445	28,445	28,722
	①決算額（19年度は見込み）	27,405	27,982	27,959	27,935	28,366	28,162	28,722
	②人件費					4,310	4,270	
	【事務分担量】（％）					50	50	
	合計（①＋②）	27,405	27,982	27,959	27,935	32,676	32,432	28,722
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	20,862	21,300	21,283	21,265	21,652	21,438	21,862
	その他（特定財源）							
	一般財源	6,543	6,682	6,676	6,670	11,024	10,994	6,860
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	民生委員・児童委員定数	194	194	194	196	196	196	197
	主任児童委員定数	13	13	13	13	13	13	14
	相談・支援件数（延べ）		5,032	4,549	4,263	3,969	4,127	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予算・決算の内訳	報償費		活動費 都基準区上乗せ		活動費 都基準区上乗せ	
	会 長		会 長		会 長	
	(14,000+3,200)×延べ12人	206	(14,000+3,200)×延べ12人	206	(14,000+3,200)×1人×12月	207
	地区会長		地区会長		地区会長	
	(9,000+3,000)×延べ48人	576	(9,000+3,000)×延べ48人	576	(9,000+3,000)×4人×12月	576
	一般委員		一般委員		地区会長増員分	
	(8,600+2,700)×延べ2,285人	25,820	(8,600+2,700)×延べ2,271人	25,662	(9,000+3,000)×2人×4月	96
	主任児童委員		主任児童委員		一般委員	
	(8,600+2,700)×延べ156人	1,763	(8,600+2,700)×延べ152人	1,718	(8,600+2,700)×延べ2,300人	25,990
					主任児童委員	
					(8,600+2,700)×延べ164人	1,853

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
①	民生委員・児童委員定数		209(207)	209	209(210)	210	-	
	② 相談・支援件数		4,263	3,969	4,127	-	-	
	③							

（問題点・課題分析）	相談業務も多岐（福祉高齢者課、保護課、介護保険課、障害者福祉課、子育て支援部、保健所、児童相談所、社会福祉協議会）にわたっており、その量も多いこと。また、定年制（改選時73歳未満、当初選任65歳未満、東京都選任要綱）があり、人材確保が難しい状況にある。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区） 活動費を上乗せしている区 12区 （中央）・港・（新宿）・（文京）・台東・目黒・太田・中野・豊島・（北）・練馬・（葛飾） 区独自に委嘱している事業に対し報酬を支出している区 9区 上記（ ）の区及び墨田・品川・世田谷・渋谷

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	協議会組織の見直し（細分化）	協議会組織を細分化することで、より地域に密着した活動が期待できるとともに、委員自身の意識向上が図れる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	民生委員・児童委員活動は、地域福祉の各分野において重要な役割を果たしており、区が支援する意義は大きい。

議 会 （要 質 問 状）	
------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	民生委員指導事務費	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	松本 千佳子	内線	2614
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	指導事務費（15-24-66-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成	21 年度	根拠	民生委員法20、26条 民生委員施行令第11条	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	児童福祉法第12、13条 主任児童委員設置運営要綱	
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	民生委員・児童委員活動を支援するとともに、民生児童委員協議会に対し補助金を交付することによって、地域福祉の向上を図る。				
対象者等	定数210名（会長1名・地区会長4名・一般委員192名・主任児童委員13名） 各地区定数 南千住地区 民生・児童委員48名 主任児童委員3名／荒川地区 民生・児童委員32名 主任児童委員2名 町屋地区 民生・児童委員28名 主任児童委員2名／尾久地区 民生・児童委員48名 主任児童委員3名 日暮里地区 民生・児童委員41名 主任児童委員3名 定員配置基準 220～440までのいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人 主任児童委員配置基準 民生委員・児童委員の定数39人以下 2人 民生委員・児童委員の定数40人以上 3人				
内容	委員事務費：委員活動に要する事務費用 協議会補助：協議会運営に要する費用 民生委員・児童委員委嘱、解嘱 一斉改選：3年ごと（現在の任期 平成16年12月1日～平成19年11月30日） 欠員補充：随時（都の締切、年4回） 辞任及び解職 随時 民生委員協議会（5地区）：月1回開催、地区会長協議会：月1回開催 民生委員研修会：年1回開催、3年に1度（一斉改選年）：区民生委員・児童委員大会開催 区民協補助金による事業活動（民生委員法第24条に基づく事業） ・委員研修会 年1回開催 ・部会活動（児童福祉、厚生、高齢者福祉、障害者福祉、主任児童委員、子育て支援、広報） 各部会とも、全体研修会年1～2回開催。広報部のみ機関紙「みんきょう」発行 年2回 ・管外視察研修 各地区年1回開催				
経過	民生委員協議会に対する管外視察研修補助金については、平成9年度までは1人につき25,000円を社協を経由して交付。10年度から区で直接交付（160人分 400万円）、12年度単価を20,000円に減額、13年度単価15,000円、14年度単価10,000円、15年度から単価5,000円				
必要性	区からの連絡・依頼事項を行う連絡会と地区民協の連絡・検討を行う協議会の2部形式で会議を行う経費、また、日頃の活動に必要な各種の研修に参加し、福祉制度の知識などの習得するための費用等など必要性は高い。				
実施方法	（●直営 ○一部委託 ○全部委託） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	6,474	4,378	3,529	4,442	3,547	3,546	4,823
	①決算額（19年度は見込み）	6,014	4,032	3,299	4,114	3,313	3,327	4,823
	②人件費					4,310	4,270	
	【事務分担量】（%）					50	50	
	合計（①+②）	6,014	4,032	3,299	4,114	7,623	7,597	4,823
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	1,623	1,096	1,143	1,627	1,687	1,126	1,695
	その他（特定財源）							
	一般財源	4,391	2,936	2,156	2,487	5,936	6,471	3,128
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	管外研修補助単価	15,000	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	民生委員協議会開催日数	35	39	39	39	39	39	41
	民生委員協議会出席委員数（延べ）		2,056	2,074	2,104	2,083	2,058	
	管外研修参加者数	155	158	161	160	156	165	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報償費	委員事務費	530	委員事務費	527	委員事務費	588
職員旅費	管外研修職員随同行旅費	73	管外研修職員随同行旅費	7	管外研修職員随同行旅費	11
食糧費	民生委員協議会賄い	99	民生委員協議会賄い	96	民生委員協議会賄い	198
一般需用費	事務用消耗品	58	事務用消耗品	17	事務用消耗品	52
	委嘱・解職用消耗品		委嘱・解職用消耗品	17	一斉改選用消耗品	754
	名簿貼り込みシール印刷	80	名簿貼り込みシール印刷	59	民生委員・児童委員名簿印刷	466
役務費	民生委員協議会開催通知郵送料	114	民生委員協議会開催通知郵送料	127	民生委員協議会開催通知郵送料	148
委託料	退任者感謝状筆耕	4	退任者感謝状筆耕	5	退任者感謝状筆耕	17
使用料及び賃借料	合同民生委員協議会会場使用料	64	合同民生委員協議会会場使用料	48	合同民生委員協議会会場使用料	73
			管外研修職員随同行旅費	72	委嘱状伝達式会場及び付帯設備使用料	62
負担金補助及び交付金	民生委員協議会事業補助金	2,290	民生委員協議会事業補助金	2,325	民生委員協議会事業補助金	2,454

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
①	研修会参加者数		160	159	168	168	168	
②	民生委員協議会出席率		93.2%	90.9%	90.4%	-	93.0%	出席委員数÷委員現数
③								

（問題点・課題分析）	一斉改選に伴い、定年による退任者（約30名）の後任確保が難しい状況にある。また、協議会の分割（増設）もあり、限られた財源の中で、民生委員活動の支援指導体制の充実を図ることが難しくなっている。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	・協議会組織の見直し（細分化）	協議会組織を細分化することでより地域に密着した活動が期待できるとともに、委員自身の意識向上が図れる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	民生委員・児童委員活動は、地域活動の各分野において重要な役割を果たしており、区が支援する意義は大きい。

況議 （要 質 問 状	
-------------------------	--

事務事業分析シート (平成19年度)

No1

事務事業名	生業資金貸付事業	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	服部 弘	内線	2,614
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	貸付事務費 (05-01-04)				
事務事業の種類	○ 新規事業 ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成	29 年度	根拠	荒川区生業資金貸付条例、同施行規則、同事務取扱規程、同事業実施要領、荒川区生業資金貸付審査会設置運営要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市 [I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	福祉の基盤整備 [02-11]			
目的	一般金融機関などから融資を受ける事の困難な区民に対し、独立の生計を立てるために必要な生業資金を貸し付け、生活の安定を図る。				
対象者 等	個人で営む、規模の小さい事業によって生計を立てている1年以上区内に居住している区民で、一般の金融機関や区の他の貸付等から設備資金を借りる事が困難な所得の低い世帯。ただし、住民税・国民健康保険料を完納していること。				
内容	借入申請を受け付けた後、訪問調査等を行い、生業資金貸付審査会の審査を経て貸付を決定する。その後貸付決定の通知を送付し、指定口座に貸付金額を振り込む。設備費等の領収書を提出してもらい、6ヵ月の据え置き期間経過後に返還開始となる。 〔貸付要件〕 ・区内に1年以上引き続き居住していること ・主として、この借入金による職業によって生計をたてること ・事業計画が具体的で、ただちに事業が開始できること ・住民税及び国民健康保険料が完納していること(ただし、非課税でも可) ・確実な1名の連帯保証人があること ・区からこの貸付金を借りた方は、その元利金を完済していること 〔限度額〕 200万円 〔利率〕 年 1.00% 〔返還方法〕 元利均等月賦償還 (54回払い) 5年以内 (据置期間6ヵ月含む) 〔延滞金〕 延滞元金につき10. 95% 〔審査委員メンバー〕 福祉部長・福祉高齢者課長・保護課長・福祉高齢者課地域福祉係長・その他部長が指定する者				
経過	①限度額の推移 昭和61年度100万円→120万円 平成2年度 120万円→150万円 3年度から200万円 ②貸付相談回数 平成9年度 126回 12年度 45回 16年度 13回 ③貸付件数 平成9年度 2件 10年度 1件 12・13年度 各1件 その後貸付実績なし ④年利率 平成5年度までは 3%だったが、6年度から 1%に規則改定した。 ⑤平成8年度まで、同和と一般生業貸付の2本だったが、9年度から一般生業に一本化した。				
必要性	平成14年度以降実績がなく、中小企業融資斡旋制度を利用していると推測される。その理由として、本制度は、貸付対象が設備資金のみで運転資金でないこと、貸付金額が少ないことが考えられる。この制度のスタート時とは社会環境・経済環境も変化しており必要性は低い。				
実施方法	(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 現在は、貸付よりも滞納整理に努めているが、困難な状況である。督促は、原則年2回、現況調査と支払いの意思確認を実施しているが、戻ってきたり連絡のない対象者が多い。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	2,055	2,051	2,090	2,066	1,435	1,436	45
	①決算額 (19年度は見込み)	1,725	40	31	22	4	9	45
	②人件費					862	1,708	
	【事務分担量】 %					10	20	
	合計 (①+②)	1,725	40	31	22	866	1,717	45
	国 (特定財源)							
	都 (特定財源)							
	その他 (特定財源)	3,208	2,173	1,468	2,066	1,435	202	918
	一般財源	-1,483	-2,133	-1,437	-2,044	-569	1,515	-873
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	貸付件数	1	0	0	0	0	0	0
	相談件数	20	33	19	13	7	5	
	貸付残高件数 (各年度末現在)	191	191	190	190	189	189	—
	貸付残高金額 (各年度末現在)	85,569	83,730	82,835	82,265	81,935	81,738	—

事務事業分析シート (平成19年度)

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度 (決算)		平成18年度 (決算)		平成19年度 (予算)	
		主な事項	金額 (千円)	主な事項	金額 (千円)	主な事項	金額 (千円)
	一般需用費	納入済通知書	0	消耗品	0	消耗品	6
				貸付金償還用納付書	0	貸付金償還用納付書	19
	貸付金		0	生業資金貸付金	0	生業資金貸付金	0
	職員旅費		0	実態調査・債権整理	0	実態調査・債権整理	6
	役務費	郵便料	4	現況調査票送付用	9	現況調査票送付用	14

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
①								
②								
③								

問題点・課題 (指標分析)	① 滞納整理を行っているが、18年度滞納額は、81,747,380円となっている。督促を行っているが長引く景気低迷による業績悪化等も加わり、貸付金全体の約14%が未返還の状況である。借受人が死亡または生活保護受給者になった場合など、返還の見込みがないケースについては、返還金の減免措置が必要と考える。
	② 類似事業として、「中小企業融資」(区内産業の振興を目的に、中小企業に融資を斡旋し、利息及び信用保証料の一部を区が負担)や「社会福祉協議会の生業資金貸付」(東京都社会福祉協議会が実施主体となり、区社協で受付を行っている)などがあり、貸付金額が多いこと、運転資金も対象となっていることなどからそれらを利用する流れになっている。
	③ この制度がスタートした当初の家内事業者への貸付の目的・必要性はすでに達成したと思われる。都内15区がこの制度を廃止している。
	④ 専門的な知識を持たずに携わるため、貸付の見極めが難しい。
他区の実況	(実施 8 区 未実施 15 区) 中央、大田、世田谷、中野、杉並、足立、葛飾、荒川の8区が実施している。 廃止した区 62年度品川、8年度港、9年度北・江戸川、13年度墨田・新宿・文京、15年度渋谷・台東・板橋、16年度目黒・豊島、17年度千代田、江東、練馬の15区である。

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	平成14年度以降貸付実績がなく、また相談件数も減少しているため、新規貸付は停止する。	特になし
②	全庁の方針に基づき、滞納整理を強化する。	返還額の増加及び返還の見込みがないケースの不能欠損処理によって、滞納整理の進捗が図られる。
③		

事務事業の分類		分類についての説明、意見等
前年度設定	今年度設定	
D	D	平成20年度より新規貸付を停止し、滞納整理に特化する予定である。

議会 要旨 質問 状況	
----------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	応急資金貸付事業	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川重夫
		担当者名	渡辺 恵男	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	貸付金(15-36-33-01)、貸付事務費(15-36-66-01)				
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成 45 年度		根拠	荒川区応急資金貸付条例、同施行規則	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区応急資金償還免除等処理要綱	
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	応急に必要とする費用の調達が困難な者に対し、資金を貸し付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図る。				
対象者等	災害、傷病その他区長が定める理由により応急に資金を必要とし、かつ、資金を他から借り受けることが困難であり、貸付の資格要件に合致する者。				
内容	資格要件 (1) 荒川区に引き続き3ヶ月以上居住している方。 (2) 世帯の生計中心者である方。 (3) 住民税及び国民健康保険料を完納している方。（ただし、非課税でも可） (4) 他から資金を借りることが困難な方。 (5) 貸付を受けた資金の返済が確実である方。 (6) 現にこの資金の貸付を受けていない方。 (7) 確実な連帯保証人のある方。（ただし、貸付額が3万円以下で区長が不要と認めたときは省略することができる。） 応急に必要となる費用の種類と貸付限度額 ※60万円まで(特認額) 償還期間3年4ヶ月(40ヶ月) (1) 災害等により、住宅・家財に被害を受けた為に必要とする費用 (2) 傷病の治療に要する費用 (3) 就職・修学・出産・冠婚葬祭に要する費用 (4) 区内転居のために要する費用 ※30万円まで(一般) 償還期限2年6ヶ月(30ヶ月) (1) 生活必需品(食料等)の購入費用 (2) 親族の看病、冠婚葬祭等やむを得ない理由による旅行に要する費用 (3) 居住家屋の賃貸契約更新のために必要な費用 無利子 違約金 最終償還期限までに貸付金を返還しない時は、償還すべき金額につき年10.95%の割合をもって違約金を加算する。				
経過	昭和45年4月 応急小口資金貸付事業開始 平成2年4月 保証人不要の3万円貸し付け実施 平成3年4月 応急資金貸付事業に名称変更。医療費、災害等に必要経費を60万円に拡大。 平成6年4月 一般貸付の限度額15万円を30万円に拡大。特認の枠を一律60万円に。返済期間を最大40ヶ月以内に拡大。				
必要性	生活の安定と生活意欲の増進を図るため、必要性はあるが、実績が減少している。				
実施方法	(●直営 ○一部委託 ○全部委託) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 連帯保証人が必要 要件 ①貸付けの日の一年前から引き続き東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県内に住所を有すること。 ②住民税を完納していること。 ③国民健康保険料を完納していること。（平成15年度要件に追加） ④一定の職業を有し、独立の生計を営み、保証能力が十分と認められること。 ⑤この資金の貸付けについて、他に保証をしていないこと。 ⑥現にこの貸付けをうけていないこと。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	6,164	5,759	5,827	4,241	2,950	2,457	2,071
	①決算額(19年度は見込み)	4,675	4,436	3,016	2,541	1,908	1,296	1,900
	②人件費					5,171	5,124	
	【事務分担量】(%)					60	60	
	合計(①+②)	4,675	4,436	3,016	2,541	7,079	6,420	1,900
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)	2,723	2,525	2,437	2,529	1,737	1,522	2,352
	一般財源	1,952	1,911	579	12	5,342	4,898	-452
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	貸付件数 一般	14	11	6	11	8	2	8
	貸付件数 特認	7	6	5	2	3	2	4
	貸付残高件数(各年度末現在)	658	654	655	655	651	652	—
	貸付残高金額(各年度末現在)	47,962	49,096	50,361	51,136	52,346	53,351	—

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	OCR納付書印刷	0	OCR納付書印刷	0	OCR納付書印刷	18
	役務費	現況調査郵送料	13	現況調査郵送料	11	現況調査郵送料	33
	貸付金	一般貸付・特認貸付	1,895	一般貸付・特認貸付	1,285	一般貸付・特認貸付	2,010
	職員旅費					実態調査・債権整理	10

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
①	貸付件数	13	11	4	12	10	
②	相談件数	219	210	216	210	200	
③	収入率	44.7	40.1	37.2	50	100	現年分調定に対する現年度分収入

問題点・課題 (指標分析)	返還到来額（減免後） 254,349,100	返還額 200,998,418	収入率（％） 79.02	未返還額 53,350,682	（H19.5末現在）
	・毎年督促を行っているが、約2割の貸付金が未返還の状態にある。また、H15年度より、滞納者への現況調査を実施している。 ・借受人が死亡又は生活保護受給者となった場合など、返還の見込みがないケースについては、返還金の減免措置が妥当であると考えられる。返還金の減免を行うには、借受人による申請書の提出が必要であるが、申請が行われないケースが多い。また、積極的に減免申請の勧奨を行うことについては、返還中の者、新規貸付者に及ぼす影響について考慮する必要があるため、実施が困難な状況にある。				
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） ※実施機関が社会福祉協議会の区は次の8区。 千代田、港、新宿、文京、墨田、江東、品川、葛飾				

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	全庁的方針に基づき、滞納整理を強化する。	返還額の増加及び返還の見込みがないケースの不納欠損処理によって、滞納整理の進捗が図れる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する。

議 会 質 問 状 況 (要旨)	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	行旅死亡人等取扱費		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川重夫		
			担当者名	渡辺 恵男	内線	2615		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）	行旅死亡人等取扱費（15-48-50-01）							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 22 年度			根拠 法令等	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第7条 墓地、埋葬等に関する法律第9条 荒川区行旅病人等の救護及び行旅死亡人の取扱に関する規則等			
終期設定	○ 有 ● 無 年度							
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕						
	施策	福祉の基盤整備〔02-11〕						
目的	＜行旅病人＞ 滞在の外国人が緊急入院により医療費等の支払いに困窮するときは、人道上、国際道義上の観点から、医療給付等による救護を行う。 ＜行旅死亡人＞ 行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り、埋火葬及び遺骨遺留金品の保管等を行い、公衆衛生社会秩序を保持する。							
対象者等	行旅病人及び行旅死亡人 1. 行旅病人 行旅中に病気などで歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有せず、かつ救護者がいない者。（外国人のみ） 2. 行旅死亡人 行旅中死亡し引取者なき者							
内容	1. 行旅病人の取扱い 行旅病人の認定は、区の実態調査に基づき東京都が判断する。救護は行旅病人を医療機関に入院させて行い、救護に要した費用は被救護者・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。行旅法第2条（市町村長の救護義務）行旅病人はその所在地市町村長これを救護すべし 2. 行旅死亡人の取扱い 身元不明の行旅死亡人、身元判明者で引取人のいない死亡人の埋火葬を行い、相続人・扶養義務者を調査し、関係者に通知する。死亡人の取扱いに要した費用は遺留金を充当し、不足分は相続人・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。 行旅法第7条（行旅死亡人の埋葬、火葬）行旅死亡人あるときはその所在地市町村長はその状況、かおかたち、遺留物件、その他本人の認識に必要な事項を記録したる後その死体の埋葬又は火葬をなすべし 墓理法第9条（市町村長の埋葬又は火葬の義務）死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない。							
経過	行旅病人の取扱いについて 平成2年度まで、緊急の場合に限って外国人の行旅病人に生活保護法を準用してきたが、その後、厚生省から生活保護法の準用を禁じる指示が出される。 平成4年6月15日付、4福保第335号により東京都から「行旅病人の救護の再開について」通知を受理する。その骨子は、近年、生活保護の対象とならない行旅病人（短期滞在の外国人）が生じるようになったので、これらの者について行旅法による救護を再開し、都は、法第5条に規定する費用の弁償に応じることを決めたものである。							
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。							
実施方法	（● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ＜行旅病人＞ 行旅病人の発生通報 → 救護の要否 → 都に事前協議の → 救護 → 費用は扶養 → 扶養義務者からも費用の弁償を ・救急隊 ・警察 等調査 上救護を決定する 義務者の負担 得られない時は都へ請求 （病院） ・区 ＜行旅死亡人＞ 行旅死亡人の発生通報 → 救護の要否 → 引取時に都へ → 埋火葬 → 遺骨等 → 費用は扶養 → 扶養義務者からも費用の弁償を ・救急隊 ・警察 等調査 連絡 保管 義務者の負担 得られない時は都へ請求 （病院） ・区 （補助金状況等） 都の負担金 ・行旅法適用ケース 生活保護法の葬祭扶助適用範囲内（実費弁償） ・墓理法適用ケース 相続人、扶養義務者がいない場合には負担金交付（対象費用限定）							

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	3,574	3,394	3,474	2,171	2,171	2,171	2,171
	①決算額（19年度は見込み）	1,604	1,476	919	877	1,738	489	1,738
	②人件費					862	1,708	
	【事務分担当】（％）					10	20	
	合計（①+②）	1,604	1,476	919	877	2,600	2,197	1,738
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	1,182	1,303	358	1,042	1,213	743	2,126
	その他（特定財源）							
	一般財源	422	173	561	-165	1,387	1,454	-388
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	取扱件数							
	官報掲載	0	5	1	1	2	2	2
	死亡人	7	9	5	3	10	8	10
	行旅病人	1	1	0	1	1	0	1

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	官報掲載料	32	官報掲載料	20	官報掲載料	72
	委託料	埋火葬委託料	1,456	埋火葬委託料	469	埋火葬委託料	1,323
		清掃委託		清掃委託		清掃委託	45
	扶助費	行旅病人取扱費		行旅病人取扱費		行旅病人取扱費	
		医療費	250	医療費		医療費	680
		日用品費		日用品費		日用品費	47
		被服費		被服費		被服費	4

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	①	行旅病人	1	1	0	1	1	
②	行旅死亡人	3	11	8	11	4		
③								

問題点・課題 (指標分析)	外国人の不法滞在者が死亡し,行旅死亡人扱いとなるケースが増加している。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	行旅病人及び死亡人取扱法に基づく執行経費で、現状の規模で実施する。

議会 状況 (要旨)	
------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助 (事務局運営分)		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
			担当者名	曲田 健	内線	2612
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(19年度)	社会福祉協議会補助(15-72-33-01)					
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 39 年度		根拠	・ 地方自治法第232条2(寄附又は補助) ・ 社会福祉法第58条(助成及び監督) ・ 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	福祉の基盤整備[02-11]				
目的	民間による地域福祉の推進を強化充実するため、荒川区社会福祉協議会に対し補助金を交付し、もって地域住民の自立と連帯意識に基づく地域福祉の振興及び組織化を図る。					
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 設置根拠： 社会福祉法第109条(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)					
内容	下記の7事業を補助対象とし、4半期毎に補助金を交付している。 ①社会福祉協議会職員人件費(常勤8名分) ※平成19年度予算額は常勤7名分 ②ボランティア活動推進事業費 ③ボランティア活動推進事業人件費(常勤1名・非常勤1名分) ④重度心身障害者(児)レクリエーション事業 ⑤長寿慶祝の会事業 <別途事務事業分析シート 長寿慶祝の会事業参照> ⑥福祉サービス総合支援事業 <別途事務事業分析シート 福祉サービス利用者支援事業参照> ⑦在宅福祉サービス事業 <別途事務事業分析シート 在宅福祉サービス事業参照>					
経過	11年度 事務局及びボランティアセンターを福祉部分室へ移転し、管理費補助廃止(12年2月) 12年度 福祉公社解散に伴い、事業を社協へ移管(在宅福祉サービス事業として継続) ・ 福祉サークル活動援助事業を廃止 ・ 福祉機器展示コーナーの設置について補助(80万円)(12年度のみ) 13年度 ボランティア国際記念事業実施(12年度のみ) 15年度 区派遣職員人件費(1名分)を減員し、社協職員(1名分)を増員 16年度 ボランティア活動用資器材の整備補助(100万円)(16年度のみ) 17年度 高齢者マッサージ事業の見直し					
必要性	荒川区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉の推進に不可欠であり、必要性は高い。					
実施方法	(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	83,166	77,501	66,796	69,964	66,776	71,482	68,082
	①決算額(19年度は見込み)	72,544	63,920	66,901	67,954	66,124	69,732	68,082
	②人件費					1,724	1,708	
	【事務分担量】(%)					20	20	
	合計(①+②)	72,544	63,920	66,901	67,954	67,848	71,440	68,082
	国(特定財源)							
	都(特定財源)					714	725	769
	その他(特定財源)							
	一般財源	72,544	63,920	66,901	67,954	67,134	70,715	67,313
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	個人会員数				4,856	4,787	4,456	4,400
	団体会員数				151	141	147	145
	ボランティア保険加入者数				2,876	2,582	3,507	4,000
	※上記会員数は各年度末時点							

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	社協職員人件費	58,576	社協職員人件費	62,233	社協職員人件費	59,824
		ボランティア活動推進事業費	6,506	ボランティア活動推進事業費	6,346	ボランティア活動推進事業費	7,051
		心身障害者福祉事業	1,042	心身障害者福祉事業	1,153	心身障害者福祉事業	1,207

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
①	社会福祉協議会個人会員数（正会員および特別会員）	4,856	4,787	4,456	4,400	5,000	会費が年額1,000円の正会員および2,000円以上の特別会員数の合計
	② 社会福祉協議会団体会員数	151	141	147	145	150	会費が年額10,000円の団体会員数
	③ ボランティア保険加入数	2,876	2,582	3,507	4,000	4,000	ボランティア活動を行うにあたり、当該保険に加入している人数

（問題点・課題）	社会福祉協議会の財政基盤及び運営基盤の安定化のために、新たな会員獲得に向けた取り組みの改善が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	社会福祉協議会の会員増加に向けた取り組み	社会福祉協議会の財政基盤・運営基盤の安定化を図る。
②	ボランティア登録・保険加入者数増加に向けた取り組み	地域福祉の向上をより一層推進する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	平成18年度の包括外部監査の指摘も踏まえ、補助のあり方を見直す必要がある。

況議会（要旨）	質問状
---------	-----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助 (在宅福祉サービス事業)		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
			担当者名	曲田 健	内線	2612
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）	社会福祉協議会補助(15-72-33-01)					
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	○昭和 ●平成 12 年度		根拠	・地方自治法第232条2（寄附又は補助） ・社会福祉法第58条（助成及び監督） ・社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市Ⅰ				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	福祉の基盤整備[02-11]				
目的	日常生活に支障のある高齢者や障がい者または子育て中の人を支援するため、区民の参加と協力を得て低額な料金で在宅福祉サービスを行い、地域における福祉意識の増進に努め、地域福祉の向上に寄与することを目的としている。なお、有償在宅福祉サービス事業は、旧福祉公社で実施してきた事業であるが、区民にわかりやすい組織として整備するとともに、効率的運営を図ることを目的として、社会福祉協議会が継承した。（ファミリーサポート事業は子育て支援部が社会福祉協議会に委託し実施している。）					
対象者等	在宅福祉サービス利用会員および協力会員 ・利用会員 …区内在住の高齢者・障がい者等で日常生活を送る上で援助・介護が必要な人 ・協力会員 …区内在住または在勤で、概ね18歳以上の人					
内容	1 福祉啓発事業 …事業に対する理解・協力を得るため、地域ケア会議等で説明を行う 2 相談及び情報提供事業 …①相談窓口の設置、②情報提供コーナーの設置、③介護用品の紹介、 ④会員向け情報誌「にこにこ」の発行（年4回） 3 研修及び人材育成事業 …①介護保険制度に関する説明会等、会員講演会の実施（年4回）、 ②施設見学会・交流バスハイクなど会員の交流 4 在宅福祉サービス事業 …①家事援助サービス、②介護サービス、③食事サービス 5 調査研究事業 …会員や区民のニーズを把握・研究し、事業の充実を図る					
経過	平成 4年10月 普及啓発事業開始 平成 5年 4月 在宅福祉サービス事業開始 平成 6年 2月 食事サービス開始 平成10年 9月 子育てサポート事業開始（平成11年4月よりファミリーサポート事業に変更） 平成12年 3月 福祉公社の解散に伴い、本事業を社会福祉協議会が継承した。 平成13年 4月 常勤3名・非常勤8名の体制を、常勤3名・非常勤5名に見直した。 平成14年 4月 常勤3名・非常勤5名の体制を、常勤2名・非常勤7名に見直した。					
必要性	日常生活に支障のある高齢者や障がい者または子育て中の者を支援するため、必要性がある。					
実施方法	(●直営 ○一部委託 ○全部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 荒川区社会福祉協議会に補助金を交付して事業を実施している。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		55,371	46,482	39,349	39,408	36,636	37,693	37,324
①決算額（19年度は見込み）		42,127	36,431	36,088	35,513	35,715	34,630	37,324
②人件費						1,724	1,708	
【事務分担量】（％）						20	20	
合計（①＋②）		42,127	36,431	36,088	35,513	37,439	36,338	37,324
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		42,127	36,431	36,088	35,513	37,439	36,338	37,324
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	利用会員数	228	194	190	183	160	190	190
	協力会員数	472	417	375	336	204	168	180
	家事援助サービス利用件数	2,188	1,977	1,824	1,808	2,174	2,614	2,100
	介護サービス利用件数	1,843	2,066	2,178	1,674	1,678	1,758	1,800
	食事サービス利用件数	18,304	17,447	14,783	13,409	11,623	13,496	13,000
	職員によるコーディネート件数	1,287	1,174	1,146	1,138	1,259	1,359	1,450

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	常勤職員人件費	15,805	常勤職員人件費	15,141	常勤職員人件費	16,459
		非常勤職員人件費	14,108	非常勤職員人件費	14,386	非常勤職員人件費	14,889
		管理運営費	4,824	管理運営費	4,821	管理運営費	5,117
		事業費	978	事業費	282	事業費	859
		※常勤2名、非常勤7名		※常勤2名、非常勤7名		※常勤2名、非常勤7名	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
①	在宅サービス提供数合計 (単位：件)	18,029	16,734	19,227	18,350	16,000	家事・介護・食事サービスおよびコーディネート数の合計
②	①の1件あたり単価 (単位：円)	1,970	2,134	1,801	2,034	1,600	補助金額／件数
③							

（問題点・課題） （指標分析）	区からの委託事業であるファミリーサポート事業と併せた事業の見直しが必要となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 平成16年度より実施区は全て社協委託または補助による実施形式となり、公社形式は無くなった。

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	在宅サービス提供の単価についての見直しを行う。	本事業における費用対効果を向上させる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	平成18年度の包括外部監査の指摘も踏まえ、補助のあり方を見直す必要がある。

議会議決 （要旨） 状況	
--------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助 (福祉サービス利用者支援事業)		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
			担当者名	曲田 健	内線	2612
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(19年度)	社会福祉協議会補助(15-72-33-01)					
事務事業の種類	○新規事業 (○19年度 ○18年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	○昭和 ●平成 15 年度		根拠	福祉サービス利用者支援センター設置管理運営要綱		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	福祉の基盤整備[02-11]				
目的	福祉サービスの利用援助や利用に際する苦情対応を行い、判断能力が不十分な高齢者・障がい者等の権利擁護相談等を受け入れる等、福祉サービスの利用者等に対する支援を総合的・一体的に実施することにより、福祉サービスを安心して選択し、利用できるようにすることを目的とする。					
対象者等	各種相談事業 …福祉サービスが必要な人 福祉サービス利用援助(有料事業) …判断能力が不十分な人、身体的に支援が必要な人					
内容	1 利用者サポート 福祉サービスの利用に際しての苦情対応、判断能力の不十分な人々の権利擁護相談、成年後見制度の利用相談、その他の福祉サービス利用に関する専門的な相談 2 福祉サービス利用援助事業 地域福祉権利擁護事業(①福祉サービス利用援助、②日常的金銭管理サービス、③書類等の預かりサービス)について、認知症高齢者や知的・精神障がい者のみでなく、支援が必要な高齢者や身体障がい者も対象として実施 3 苦情対応機関等の設置 福祉サービスの利用に際しての苦情並びに権利擁護について、弁護士による専門相談を実施					
経過	平成11年10月1日 荒川区社会福祉協議会において東京都社会福祉協議会からの委託により、地域福祉権利擁護事業を実施(判断能力が不十分な人を対象とする福祉サービス利用援助事業)。 平成15年6月2日 あんしんサポートあらかわの開設。福祉サービス利用援助や日常的金銭管理サービス等の対象を一人暮らしの高齢者や身体障がい者にも拡大し、近い将来の判断能力低下に備えて書類等を預かるサービスを独自事業として開始する。 (有料事業)。					
必要性	介護保険制度の導入により福祉制度全体が「措置」から「契約」に移行し、福祉サービスの適正な利用を確保する観点から、福祉サービスの利用者を保護・支援する制度が必要となった。福祉サービスの利用者増加に伴いトラブルも増え、成年後見制度も含めて金銭管理が必要となる高齢者・障がい者も増加すると考えられるため、必要性は高い。					
実施方法	(○直営 ●一部委託 ○全部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 荒川区社会福祉協議会に補助金を助成して実施					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額			7,247	6,331	5,963	8,646	8,646
	①決算額（19年度は見込み）			5,980	5,912	5,963	8,375	8,646
	②人件費					2,586	1,708	
	【事務分担量】（％）					30	20	
	合計（①＋②）	0	0	5,980	5,912	8,549	10,083	8,646
	国（特定財源）			0	0	0	0	0
	都（特定財源）			1,576	1,610	1,610	1,611	1,611
	その他（特定財源）			0	0	0	0	0
一般財源	0	0	4,404	4,302	6,939	8,472	7,035	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	①問い合わせ・相談件数			350	1,368	1,395	1,201	1,300
	②福祉サービス利用援助契約数				23	20	36	40
	③弁護士相談件数				24	27	29	30

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	非常勤職員人件費	4,832	非常勤職員人件費	7,244	非常勤職員人件費	7,515
		事務費	1,131	事務費	1,131	事務費	1,131

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
①	権利擁護・成年後見相談件数（軽度、対応時間30分）	132	159	108	133	300	初回のみで完結した相談件数
	権利擁護・成年後見相談件数（中重度、対応時間60分）	1,044	965	917	976	2000	本人宅を訪問または複数回にまたがり対応した相談件数
	職員（非常勤）1名が1ヶ月に相談に応じる時間数	46.3時間	43.5時間	27.0時間	29.0時間	40.0時間	{(①×30)+(②×60)}÷60÷職員数÷月数(12ヶ月)

（問題点・課題）	身体的侵害、経済的侵害、ネグレクト等、権利侵害の内容も多様化しており、地域包括支援センターとのより一層の連携や、医師等の専門家との連携についても検討する必要がある。						
	（実施区 未実施区）						
他区の実況	1	利用者サポート	11区				
	2	福祉サービス利用援助	13区				
	3	苦情対応	20区				

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	第三者委員会等を活用し、構成員の充実について検討する。	苦情対応や権利侵害における困難ケースへの対処を的確に行い、早急に対応ができる体制を整える。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	B	認知症高齢者等の権利擁護や法人後見などに積極的に取り組む必要がある。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	遺族会補助		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫	
			担当者名	鈴木 麻莉菜	内線	2616	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	遺族会補助(15-72-66-01)						
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業						
開始年度	●昭和 ○平成 44 年度		根拠法令等	荒川区補助金等交付規則			
終期設定	○有 ●無 年度						
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	福祉の基盤整備[02-11]					
目的	荒川区遺族会が行う事業に対して補助金を交付するとともに、その活動を支援することによって、戦没者の遺族の福祉増進に努める。						
対象者等	荒川区遺族会会員261名（H19.6.1現在） [会員資格]荒川区に居住する、戦没者及びこれに準ずるものの遺族						
内容	【補助対象事業】 (1) 戦没者遺族間の交流及び情報交換に関すること。 (2) 戦没者遺族への援護情報等の周知に関すること。 (3) 全国戦没者追悼式等の参列者募集活動に関すること。 (4) 戦没者遺族団体との連絡調整に関すること。 (5) 遺族会の運営に必要な事務に関すること。 【平成18年度事業】 (1) 戦没者追悼式 平成18年10月26日 サンパール小ホール 参加者103人 (2) 都内巡拝 平成18年11月28日 靖国神社等 参加者16人						
経過	平成7年度まで区で追悼式を実施 戦後50周年を機に平成8年度から追悼式を遺族会が実施することとし、平成8、9年度と補助金額を300,000円に増額 平成10年度より、補助金額270,000円に減額 平成12年度より、補助金額256,500円に減額 平成15年度より、補助金額247,000円に減額						
必要性	戦没者の遺族への支援を行う必要はあるが、会員数が減少している。						
実施方法	（●直営 ○一部委託 ○全部委託） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 荒川区遺族会より補助金交付申請書の提出を受け、事業計画書、予算書を審査し、補助金を交付する。						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		257	257	247	247	247	247	247
①決算額（19年度は見込み）		257	257	247	247	247	247	247
②人件費						1,724	1,708	
【事務分担量】（％）						20	20	
合計（①+②）		257	257	247	247	1,971	1,955	247
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		257	257	247	247	1,971	1,955	247
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	会員数	330人	307人	303人	286人	281人	272人	261人
	追悼式参加者数	140人	131人	122人	141人	137人	103人	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び配布金	荒川区遺族会に対する補助	247	荒川区遺族会に対する補助	247	荒川区遺族会に対する補助	247

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	①	会員数	286	281	272	261	255	会員の高齢化により減少
	②							
	③							

（問題点・課題）	区主催であった追悼式等を平成8年から遺族会主催としたが、実際は、葬祭業者の無償協力により祭壇等を設置している。また、事務局として職員が協力している。 平成17年度は、以前より課題であった式典の実施方法についての見直しを行ない、それまでの仏教形式から献花形式に変更した。
	（実施 12 区 未実施 10 区） 千代田区、中央、新宿、台東、江東、品川、目黒、世田谷、渋谷、豊島、北、板橋

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	遺族会の会員数及び追悼式の参加者数が減少してきているため、現状の規模で実施する。

況議（要旨）	会質問状
--------	------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	福祉部分室管理費		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫	
			担当者名	萩原 鐵治	内線	2 6 1 2	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	福祉部分室管理費（15-78-50-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 11 年度		根拠				
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	福祉の基盤整備[02-11]					
目的	福祉部分室の使用にかかる管理費を支弁する。						
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 「分室管理費（光熱水費、役務費、委託料）について、社会福祉協議会から面積割合で経費負担を得る。」						
内容	管理費 1 光熱水費 : 電気、ガス、水道 2 役務費（手数料） : 受水槽清掃 3 委託料（保守委託） : エレベーター保守点検、空調設備保守、消防・消火用設備保守点検 自家用電気工作物保守業務、ホース耐圧試験業務 樹木選定、建築物等定期点検						
経過	1 平成10年5月 企画課が旧南千住図書館の施設利用について調整 ・ 2階は、社会福祉協議会及び南千住第三幼稚園が利用する。ただし、南千住第三幼稚園が利用するスペースは、今後、三河島周辺の再開発が本格化し、旧真土小内の福祉作業所の移転が必要となった場合の受け皿スペースとすることを条件とする。 ・ 1の一部、3階は、社会福祉協議会が利用する。 2 平成11年12月 企画部の調整により幼稚園使用予定の2階遊戯室部分を福祉公社事業として実施する事務所とする。 3 平成12年2月14日 社会福祉協議会事務局移転 4 平成12年3月25日 福祉公社移転 5 平成12年4月 社会福祉協議会が福祉公社事業を継承し実施						
必要性	福祉部の所管事業であった、福祉公社事業「在宅福祉サービス」を社会福祉協議会に継承させ、社会福祉協議会の事業と一体的かつ効率的な運営を一層促進する。						
実施方法	（○ 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） [●分室管理費のみ直営] 福祉部分室の運営にあたり、発生する光熱水費及び委託料等については、福祉公社事業を継承した面積部分を、社会福祉協議会との面積按分により経費負担を行う。 建物の修繕等工事費については、全額福祉部の負担とする。						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	5,155	4,892	4,961	4,525	4,343	4,881	4,596
	①決算額（19年度は見込み）	4,090	3,803	3,352	4,168	4,043	4,167	4,596
	②人件費					1,724	2,388	
	【事務分担量】（%）					20	100	
	合計（①+②）	4,090	3,803	3,352	4,168	5,767	6,555	4,596
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	1,687	1,968	1,620	1,705	1,703	1,665	1,754
	一般財源	2,403	1,835	1,732	2,463	4,064	4,890	2,842
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	光熱水費	電気	2,248	電気	2,226	電気	2,362
		ガス	14	ガス	15	ガス	15
		水道	183	水道	148	水道	192
	一般需用費	家屋等修繕費	563	家屋等修繕費	240	家屋等修繕費	766
	役務費	受水槽清掃	22	受水槽清掃	19	受水槽清掃	22
	委託料	エレベーター保守管理	817	エレベーター保守管理	781	エレベーター保守管理	782
		その他保守点検業務	148	その他保守点検業務	161	その他保守点検業務	168
		樹木剪定	48	樹木剪定	79	樹木剪定	289
	備品購入費			エアコンディショナー	498		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
①	1 m ² 管理コスト	5,076	4,923	5,076	4,596		821.1m ²
	② 修繕実績	5 件	4 件	1件			
	③						

問題点・課題 (指標分析)	冷暖房機の更新について 現在設置してある冷暖房機は、ヒートポンプパッケージ式1機、大型据え置き式1台である。 大型据え置き式は社協の事務室に設置しているが、24年を経過しており温度調節、動作音等不具合が発生している現状で、故障した時には交換部品もない状況になっている。また、ヒートポンプパッケージ式1機は図書館時代に全館用に設置されたもので、おもちゃ図書館、ボランティアサロン、準備室の3室を賄っているが、この機種も12年経過しており、トラブルも多く、両機とも早期に更新が必要である。 なお、18年度から予算要求は行っている。 更新経費 約900万円（営繕課見積）
	他区の実況 (実施 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する。

議会議決 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名		成年後見事業		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫	
				担当者名	曲田 健	内線	2612	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）			成年後見事業（15-93-50-01）					
事務事業の種類		○新規事業（○19年度 ○18年度）			○建設事業 ●それ以外の継続事業			
開始年度		○昭和 ●平成 17 年度		根拠	老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び			
終期設定		○有 ●無 年度		法令等	精神障害者福祉に関する法律			
実施基準		○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価 事業体系		分野	生涯健康都市[Ⅰ]					
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
		施策	福祉の基盤整備[02-11]					
目的		身寄りのいない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な人について、区長が家庭裁判所に対して後見開始等の申立てを行い、選任された後見人等が成年被後見人（本人）の財産管理や身上監護を行うことによって成年被後見人の福祉向上を図る。						
対象者等		判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障がい者及び知的障がい者のうち、身寄りがいない場合等当事者による申立てが期待できない状況にある人						
内容		平成12年より施行されている成年後見制度は、家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見制度と、本人が契約によって自ら後見人を選任する任意後見制度とに大別される。 法定後見については、本人の判断能力の程度により後見（事理弁識能力を欠く常況）、保佐（事理弁識能力が著しく不十分）、補助（事理弁識能力が不十分）の3類型に分類され、医師の鑑定及び裁判所の審理を経て選出された後見人、保佐人、補助人が本人のために同意権、取消権、代理権を行使して、契約締結や財産管理等を行う。 本事業は前述の対象者について、必要な手続き等を行い、本人の保護を図るために区長が申立てを行うものである。						
経過		平成14年度に、荒川区成年後見制度における区長による審判の請求手続き等に関する要綱を制定。 平成17年度・18年度で述べ7名の認知症高齢者の後見等開始の申立てを行った。						
必要性		身寄りのない認知症高齢者や障がい者等が不動産の売買や預貯金に関する金融機関との取引、福祉関係施設への入所に関する契約等を行う場合には、この制度を利用するほかないため、必要性は高い。						
実施方法		(●直営 ○一部委託 ○全部委託) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 1 ホームヘルパーや近隣等から相談を受けて、対応が必要と思われる高齢者、障がい者を把握する。 2 生活状況、親族状況、資産状況の調査を行う。四親等内の親族による申立ての可能性を把握し、金融機関等に本人の預貯金状況の照会を求める等の方法により本人状況を詳細に把握し、申立ての可否を検討する。 3 医師に診断書の作成を依頼し、診断結果を含めて後見・保佐・補助のいずれの類型で申し立てるか検討する。 4 家庭裁判所に対して申立てを行う。その際、郵便切手、収入印紙、登記印紙および鑑定料を納付する。 5 申立てに要した費用を求償するため、医師の鑑定終了後、家庭裁判所に対して上申書を提出する。 6 家庭裁判所が認めた額について本人に求償を行い、必要に応じて後見人等への引継ぎを行う。						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額						244	701	701
①決算額（19年度は見込み）						233	308	701
②人件費						2,586	1,708	
【事務分担量】（%）						30	20	
合計（①+②）		0	0	0	0	2,819	2,016	701
国（特定財源）						0	0	0
都（特定財源）						83	0	0
その他（特定財源）						107	189	0
一般財源		0	0	0	0	2,629	1,827	701
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	申立件数（認知症高齢者）					3	4	5
	申立件数（精神障がい者）					0	0	0
	申立件数（知的障がい者）					0	0	0

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費			弁護士相談費用	0	弁護士相談費用	105
	役務費	郵便切手	11	郵便切手	7	郵便切手	22
		鑑定料	200	鑑定料	250	鑑定料	500
		診断書料	10	診断書料	40	診断書料	50
	公課費	収入印紙	2	収入印紙	3	収入印紙	4
		登記印紙	10	登記印紙	8	登記印紙	20

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
①	成年後見区長申立ての必要があると考えられる件数	-	3	4	5	10	申立てにあたっては、弁護士等の専門家に相談の上で判断している。
②	上記①のうち、申立てを行い後見人が選定された件数	-	2	3	5	10	
③	申立てが成年被後見人に有利であった割合（②／①）	-	66.6%	75.0%	100.0%	100.0%	

（問題点・課題）	① 成年後見制度の活用を促進し、専門的見地から各事例について対処する成年後見センター設置を検討する。 ② 後見人等候補者の選任に時間を要する場合等においても早急な対応ができるよう、社会福祉協議会等において法人後見について検討する必要がある。
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	荒川区社会福祉協議会内の成年後見制度推進機関を活用し、法人後見の取り組みを進めていく。	処遇困難ケース等において、後見人候補者を探すのにかかる期間（現行は6ヶ月以上かかる場合もある）を数ヶ月程度短縮できる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	B	社会福祉協議会と連携し、制度の円滑な運営を図る。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	福祉サービス第三者評価事業	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	曲田 健	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	福祉サービス第三者評価事業(15-98-50-01)				
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成 15 年度	根拠	荒川区福祉サービス第三者評価実施要綱		
終期設定	○有 ●無 年度	法令等	荒川区福祉サービス第三者評価受審費用補助金交付要綱		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市Ⅰ			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	福祉サービスの内容や質に関する情報を提供することを通じ、利用者の意向に沿ったサービス選択への支援と、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促進し、これにより利用者本位の福祉を実現することを目的とする。				
対象者等	東京都では51種類の福祉サービス(認可・認証保育所、介護保険事業所、支援費事業所等)を評価対象としている。(平成19年6月1日現在) ※将来的にすべての福祉サービスが対象となる見込みである。				
内容	福祉サービス第三者評価は、評価機関が事業者に評価者を派遣し、事業者が提供する福祉サービスについて東京都福祉サービス評価推進機構（以下、機構という）が定める評価手法及び共通評価項目をすべて取り込んで評価を実施する評価制度である。評価機関は機構に評価結果を報告し、評価結果は機構等のホームページで公表されている。				
経過	平成15年度 東京都において制度本格実施。荒川区では試行として特別養護老人ホーム3施設を実施。（事業そのものは設けておらず、予算移用にて対応した。） 平成16年度から 区立施設（公設公営・公設民営）では、在宅高齢者通所SC6ヶ所、障がい者関係施設7ヶ所、認可保育所9ヶ所で評価を実施。はなみずき保育園を除く全ての区立施設で評価を受審した。 平成18年度まで 民間立施設では、認知症高齢者GH3ヶ所、認証保育所7ヶ所で評価を実施した。 平成19年度 認可・認証保育所については、子育て支援部で予算編成・執行することとする。				
必要性	福祉サービス第三者評価は、体験してみなければわからないサービスの内容や質を、第三者である評価者が分析評価し、区民にわかりやすく情報提供することで、消費者である利用者とサービスの専門家である事業者との関係を対等なものにするための一つの手段であり、必要性は高い。				
実施方法	（○直営 ○一部委託 ●全部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区立施設（公設公営及び公設民営）については区が自ら評価を受審し、民間立施設については事業者が受審する。民間立施設のうち、認知症高齢者GH及び認証保育所に対しては評価費用を補助している（平成16年度は600千円を上限、平成17年度以降は400千円を上限としている）。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額			0	11,708	10,400	8,000	5,600
	①決算額（19年度は見込み）			914	3,017	8,598	4,577	5,600
	②人件費					3,448	1,708	
	【事務分担量】（％）					40	20	
	合計（①+②）	0	0	914	3,017	12,046	6,285	5,600
	国（特定財源）			0	0	0	0	0
	都（特定財源）			457	2,198	5,406	3,059	3,600
	その他（特定財源）			0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	457	819	6,640	3,226	2,000
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	区立高齢者関係施設 受審数			3	6	0	0	6
	区立障がい者関係施設 受審数			0	0	7	0	4
	区立児童関係施設 受審数			0	0	10	9	0
	民間立施設 補助金交付件数			0	3	6	4	4

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	区立施設17ヶ所	6,384	区立施設9ヶ所	3,035	区立施設10ヶ所	4,000
	負担金補助及び交付金	認知症高齢者GH1ヶ所	385	認知症高齢者GH3ヶ所	1,142	認知症高齢者GH4ヶ所	1,600
		認証保育所5ヶ所	1,829	認証保育所1ヶ所	400		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
①	評価実施数（区立）	6	17	9	10	15	15年度以降、1回以上評価を受審している施設数
②	評価受審率（区立）	17.6%	74.3%	97.2%	100.0%	100.0%	上記①の実施数／評価対象施設数
③	評価実施率（民間立）	42.9%	66.7%	36.4%	100.0%	100.0%	評価実施数／補助対象施設数

（問題点・課題）	① 平成15年度より区立施設が先行して評価を受審してきたが、民間立施設においてはいまだに評価に対する抵抗感が強い。 ② 評価費用（約40万円）が高額であるため、民間立の小規模事業所等では殊更に評価が進まない。 ③ 平成18年度実施分で区立対象施設の評価が一巡するため、今後のあり方について検討する。
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	指定管理者制度が導入された施設の評価結果と、導入前の同施設の評価結果とを比べ、指定管理者制度導入によるサービス内容の変化を把握する。	指定管理者選定時の参考資料とする。
②	民間立施設の評価対象サービス（約230サービス）のうち、評価を行う必要性の高いサービスを精査する。	評価を効率的かつ計画的に進める。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	サービスの質の向上に向け、第三者評価を積極的に活用する。

議会（要旨）	平成15年2定 区立・民間立施設の第三者評価実施状況について 平成15年2定 第三者評価の評価結果を活用した福祉サービスの見直しについて 平成15年1定 第三者評価の早期実施について 平成14年4定 第三者評価の検討状況について
--------	--